

第四十八回国 参議院 内閣委員会 會議録 第五号

昭和四十年二月十六日(火曜日) 午前十一時十八分開会

委員の異動

二月十日

上林 忠次君

補欠選任 谷口 慶吉君

二月十一日

谷口 慶吉君

補欠選任 森部 隆輔君

出席者は左のとおり。

委員長 柴田 栄君

理事 栗原 祐幸君

委員 下村 定君

伊藤 顯道君

塩見 俊二君

堀本 宜実君

森部 隆輔君

中村 順造君

松本治一郎君

山本伊三郎君

鬼木 勝利君

國務大臣 増原 恵吉君

政府委員 井原 敏之君

事務局側 常任委員会専門員 伊藤 清君

在(昭和四十年年度における行政機構及び定員改正に対する行政管理局の基本方針に関する件)

○委員長(柴田栄君) これより内閣委員会を開会いたします。

まず委員の異動について御報告いたします。

二月十日上林忠次君が委員を辞任され、その補欠として谷口慶吉君が選任されました。

十一日、谷口慶吉君が委員を辞任され、その補欠として森部隆輔君が選任されました。

○委員長(柴田栄君) 国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査を議題とし、昭和四十年年度における行政機構及び定員改正に対する行政管理局の基本方針について説明を聴取することにいたします。増原行政管理局長官。

○國務大臣(増原恵吉君) 行政機構の改革につきましても、臨時行政調査会よりの勧告の趣旨を尊重いたしました。現在行政改革本部を中心に政府におきまして鋭意検討中でございますが、結論を得たものから逐次実現を急いでいく所存でございます。特に緊急を要すると認められるものについては、今国会に法案を提出するよう準備を進めておるところでございます。

全面的な機構改革につきましては今年の八月三十一日を目途にその作業を進めており、政府といたしましては、次の通常国会に一括提案をいたしたいと考えております。

次に、昭和四十年年度要求にかかる各省庁の機構、特殊法人及び定員の審査につきまして、その概略を御説明申し上げます。

めないこととし、局の新設四、部からの昇格二及び変更一の要求に対しましては、新設二すなわち総理府人事局及び経済企画庁国民生活局、昇格二すなわち外務省中近東アフリカ局及び通商省貿易振興局、変更一すなわち外務省中米・移住局を認めまして、部の要求十八に対しましては三すなわち大蔵省の保険部、労働省の労働災害対策部及び建設省の宅地部を認め、大蔵省の臨時貴金屬処理部を廃止することいたしました。

審議会につきましては、十六の要求に対しまして必要なものを認め、その任務を終了したものを廃止することいたしました。これらの詳細につきましては、お手元に配付いたしました資料をごらんいただきたいと存じます。

特殊法人につきましては、これらの業務を合理的かつ能率的に遂行するためには、行政機関をして行なわせるべきか、あるいは公団事業団等の特殊法人をして行なわせるべきか、また、このような特殊法人を設立することが組織管理全般の見地から適当であるかどうか検討いたしました。要求十六に対しまして、お手元の資料にございますように七を認めることいたしました。

次に定員の関係について御説明申し上げます。定員につきましては行政の簡素合理化を進める見地から、かねてより増加は厳に抑制することとして申すまでもないところでありまして、昭和四十年年度の審査にあたりまして、きわめて厳格な態度で臨んだわけでございます。

その結果、今国会におきまして、各省庁の設置法改正に織り込んで増員をお願いいたしておりますのは、六千七百四十五名と相なったわけでありますが、このほか五現業等政令によって措置いたしましたこととなっているものを含めると、行政機関といたしましては、一万三千八百七十八名の増でありまして、三十九年度の増員に比較いたします

と、法律定員の増におきまして三百四十八名少なく、政令定員を含めた總数の増員では、二百九十八名少なくなっております。

この一万三千八百七十八名の増の内訳につきましては、別途お手元に資料を配付いたしておりますのでありますが、ここ数年来と同様に、郵政事業その他五現業関係、国立学校関係並びに防衛庁関係の増員で、一万二千名、すなわち全体の九割弱に達してございまして、残りの千七百名余りのものも、おおむね試験研究機関その他の現場的な分野における真にやむを得ないもの増に限られております。

なお、この機会に御説明申し上げますと存じますが、御承知のとおり、政府におきましては、昨年九月四日に閣議決定をいたしまして、政府職員欠員の補充を規制する、すなわち、いわゆる欠員の不補充ということを実施いたしております。四十年度の定員査定にあたりましては、この措置により補充を認めないことといたしまして、欠員の一部を増員に振り向ける措置をとり、政府職員全体としての増は極力抑制することとした次第でございます。

○委員長(柴田栄君) 次に、細部についての説明を聴取いたします。井原行政管理局長。

○政府委員(井原敏之君) ただいま長官から御説明を申し上げます。若千の補足の説明をさせていただきます。

第一に、臨時行政調査会の改革意見が昨年九月の終わりに出されまして、現在内閣に設けられております行政改革本部において全面的検討を進めております。で、ただいま長官から申し上げますように、全面的な機構改革につきましては、本年の八月末を目途に作業いたしておりますが、この趣旨は、行政調査会の改革意見は結論外十六項目の非常に膨大なものになってございまして、法

本日の会議に付した案件
○国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査
第一部 内閣委員会會議録第五号 昭和四十年二月十六日【参議院】

律を要するもの、その他行政部内の運営でできるもの等非常に多岐にわたっており、この八月三十一日を目途で作業を進めております。この八月主として改革意見の中の機構の統廃合についての問題でございます。実は本件につきましては、本年の機構の査定につきまして調査会のいろいろ意見が出ております。さきでございましたので、先ほど御報告いたしましたように、政府といたしましては、本年のところは一切機構の新設は全部阻止する、やはり当面の必要上やむを得ないというものが若干新設することになってまいりました。したがって、特に調査会が指摘いたしました縮小の部分の提案はきわめて少ないわけでございます。大蔵省の臨時貴金属処理部という部が一つ整理されるというこれだけが縮小の面について臨調の意見がこの国会に提案される唯一のものでございます。あとはほとんどが増設の面にかつてまいります。当初これをオール・アウトで来年にすべて延ばすもの、減らすものを含めてやろうというかまえておいたわけでございますが、やはり当面のやむを得ない必要のものだけは結局新設ということになったわけでございます。

それ以外の措置でこの国会に提案される機構改革の面として、いま改革本部で問題を検討されておりますのは、例の首都圏庁設置の問題、消費者行政についての経済企画庁の国民生活局をつくる問題、それから臨調意見を全面的に推進する一つの態勢といたしまして行政管理委員会を設置する問題、そういう問題が大きな機構の問題として改革本部で現在この国会に提案を目的に検討が進められておる段階でございます。それ以外に、内閣の問題その他中央省庁の問題等、法律を要する改革の提案がたぐさんあるわけでございますが、これはいずれも少し時間をかけてございます。結果が提案される運びになると思っております。この国会にはちよつと出せないわけでありませう。

その他、許認可等につきまして約三百件余りの改革意見、廃止、統廃合、委譲あるいは規制の緩和等につきまして臨調の意見が出ておるわけでありませう。この国会に大体三十件余りのものが法律改正の形で出る予定になっております。で、まだ問題が検討が進められておる段階でございます。残りものは次の機会ということにならうかと思っております。

それからその他、先ほど申し上げましたように、法律改正を要しない、行政部内限り、つまり政令以下の措置、その他、運用の措置でございます。もろもろの改革の提案がなされているわけでありませう。これらにつきましては、おおむねこの三月末までに、改革本部に大きな原案として行政管理局が具体化の案を提出をして処理を進めていきたい、かように考えております。まあ、そういう段階で、まだ表に、目に見える改革の提案としてはごくわずかでございますけれども、政府部内といたしましては、臨調の提案の趣旨を十分に尊重して具体化を進めておるといふ現状でございます。

○委員長(柴田栄若) では本日は、本件について説明を聴取することのみにとどめ、これにて散会いたしたいと存じます。
午前十一時三十一分散会

二月十二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、恩給法等の一部を改正する法律案

恩給法等の一部を改正する法律案
恩給法等の一部を改正する法律
(恩給法の一部改正)

第一条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。
第五十八条ノ四第一項中「十一万円」を「十五万円」に、「五十五万円」を「七十五万円」に、「七十七万円」を「百五万円」に、「六十六万円」を「九十万円」に、「九十九万円」を「百三十五万円」に、「百三十万円」を「百八十万円」に改める。

別表第二号表中「三三三、〇〇〇円」を「三〇一、〇〇〇円」に、「一八九、〇〇〇円」を「二四四、〇〇〇円」に、「一五一、〇〇〇円」を「一九六、〇〇〇円」に、「一〇七、〇〇〇円」を「一四七、〇〇〇円」に、「七〇、〇〇〇円」を「一一四、〇〇〇円」に、「五二、〇〇〇円」を「八七、〇〇〇円」に改める。
別表第三号表中「二四八、〇〇〇円」を「三二〇、〇〇〇円」に改める。

〇、〇〇〇円」に、「二〇五、〇〇〇円」を「二六五、〇〇〇円」に、「一七六、〇〇〇円」を「二二七、〇〇〇円」に、「一四五、〇〇〇円」を「一八七、〇〇〇円」に、「一一六、〇〇〇円」を「一五〇、〇〇〇円」に改める。
別表第四号表及び第五号表を次のように改める。

第四号表

退職当時ノ俸給年額	率
六三六、八〇〇円以上ノモノ	二一・六割
五八五、六〇〇円ヲ超ス六三六、八〇〇円未満ノモノ	二二・三割
五五九、九〇〇円ヲ超ス五八五、六〇〇円以下ノモノ	二三・〇割
五三九、五〇〇円ヲ超ス五五九、九〇〇円以下ノモノ	二三・二割
三七七、五〇〇円ヲ超ス五三九、五〇〇円以下ノモノ	二三・四割
三五九、五〇〇円ヲ超ス三七七、五〇〇円以下ノモノ	二三・九割
三三三、四〇〇円ヲ超ス三五九、五〇〇円以下ノモノ	二四・五割
二六二、九〇〇円ヲ超ス三三三、四〇〇円以下ノモノ	二五・二割
二五二、七〇〇円ヲ超ス二六二、九〇〇円以下ノモノ	二五・七割
二三五、七〇〇円ヲ超ス二五二、七〇〇円以下ノモノ	二六・一割
二二九、〇〇〇円ヲ超ス二三五、七〇〇円以下ノモノ	二七・二割
二二二、〇〇〇円ヲ超ス二二九、〇〇〇円以下ノモノ	二七・五割
一九四、八〇〇円ヲ超ス二二二、〇〇〇円以下ノモノ	二七・九割
一七二、一〇〇円ヲ超ス一九四、八〇〇円以下ノモノ	二八・三割
一六五、八〇〇円ヲ超ス一七二、一〇〇円以下ノモノ	二九・〇割
一六一、四〇〇円ヲ超ス一六五、八〇〇円以下ノモノ	二九・九割
一五七、六〇〇円ヲ超ス一六一、四〇〇円以下ノモノ	三〇・六割
一五三、七〇〇円ヲ超ス一五七、六〇〇円以下ノモノ	三〇・九割
一四七、七〇〇円ヲ超ス一五三、七〇〇円以下ノモノ	三一・三割
一四一、八〇〇円ヲ超ス一四七、七〇〇円以下ノモノ	三一・三割
一四一、八〇〇円以下ノモノ	三一・九割

右ニ掲グル率ニ依リ計算シタル年額ガ九三、四五七円未満ト為ルトキニ於ケル第七十五条第一項第二号ニ規定スル扶助料ノ年額ハ九三、四五七円(退職当時ノ俸給年額ガ一二九、八〇〇円未満ナルトキハ九三、四五七円ニ対スル退職当時ノ俸給年額ノ割合ヲ乗ジテ得タル額)トス

第五号表

退職当時ノ俸給年額	率
六三六、八〇〇円以上ノモノ	一六・三割
五八五、六〇〇円ヲ超シ六三六、八〇〇円未満ノモノ	一六・七割
五五九、九〇〇円ヲ超シ五八五、六〇〇円以下ノモノ	一六・九割
五三九、五〇〇円ヲ超シ五五九、九〇〇円以下ノモノ	一七・一割
三七七、五〇〇円ヲ超シ五三九、五〇〇円以下ノモノ	一七・六割
三二三、四〇〇円ヲ超シ三七七、五〇〇円以下ノモノ	一八・三割
三〇六、七〇〇円ヲ超シ三二三、四〇〇円以下ノモノ	一八・九割
二五二、七〇〇円ヲ超シ三〇六、七〇〇円以下ノモノ	一九・一割
二三五、七〇〇円ヲ超シ二五二、七〇〇円以下ノモノ	一九・六割
二二二、〇〇〇円ヲ超シ二三五、七〇〇円以下ノモノ	二〇・六割
二〇八、三〇〇円ヲ超シ二二二、〇〇〇円以下ノモノ	二〇・九割
一九四、八〇〇円ヲ超シ二〇八、三〇〇円以下ノモノ	二一・三割
一八八、六〇〇円ヲ超シ一九四、八〇〇円以下ノモノ	二一・五割
一七七、四〇〇円ヲ超シ一八八、六〇〇円以下ノモノ	二二・二割
一五七、六〇〇円ヲ超シ一七七、四〇〇円以下ノモノ	二二・四割
一五三、七〇〇円ヲ超シ一五七、六〇〇円以下ノモノ	二二・八割
一四七、七〇〇円ヲ超シ一五三、七〇〇円以下ノモノ	二三・三割
一四一、八〇〇円ヲ超シ一四七、七〇〇円以下ノモノ	二四・二割
一四一、八〇〇円以下ノモノ	二四・七割

右ニ掲グル率ニ依リ計算シタル年額方五六、〇三二円未満ト為ルトキニ於ケル第七十五条第一項第三号ニ規定スル扶助料ノ年額ハ五六、〇三二円(退職当時ノ俸給年額方一二九、八〇〇円未満ナルトキハ五六、〇三二円ニ二九、八〇〇円ニ対スル退職当時ノ俸給年額ノ割合ヲ乗ジテ得タル額)トス

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十三条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。
 附則第二十四条第六項中「前項」を「第五項又は前項」に、「第四項第一号」を「それぞれ第四項第一号又は第三号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 旧軍人、旧準軍人又は旧軍属として昭和二十年九月二日から引き続き海外にあつた者の旧軍人、旧準軍人又は旧軍属としての在職年を計算する場合には、同日後帰国するまでの在職期間の一月につき一月の月数を加えたものによる。

附則第二十四条の六中「第六項」を「第七項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第一部 内閣委員会会議録第五号 昭和四十年二月十六日【参議院】

第二十四条の七 附則第二十四条の五の規定は、旧軍人、旧準軍人若しくは旧軍属で附則第二十四条第六項及び第七項の規定の適用によりその在職年が普通恩給についての最短期間を超することとなるもの又はこれらの者の遺族について準用する。この場合において、附則第二十四条の五第一項中「昭和三十六年十月一日」とあるのは「昭和四十年十月一日」と、同条第三項中「普通恩給を受ける権利を取得した者の当該普通恩給の給与は昭和三十七年十月から、同項の規定により扶助料を受ける権利を取得した者の当該扶助料の給与は昭和三十六年十月から」とあるのは「普通恩給又は扶助料を受ける権利を取得した者の当該普通恩給又は扶助料の給与は、昭和四十年十月から」と読み替へるものとする。

附則第二十六条中「第二十四条の五」の下に「(第二十四条の六及び第二十四条の七において準用する場合を含む。)」を加える。

附則別表第一

階級	假定俸給年額
大將	九七七、八〇〇円
中將	八一八、〇〇〇
少將	六三六、八〇〇
大佐	五三九、五〇〇
中佐	五〇八、七〇〇
少佐	四〇〇、三〇〇
大尉	三二三、四〇〇
中尉	二五二、七〇〇
少尉	二二二、〇〇〇
准士官	一九四、八〇〇
曹長又は上等兵曹	一六一、四〇〇
軍曹又は一等兵曹	一五三、七〇〇
伍長又は二等兵曹	一四七、七〇〇
兵	一二九、八〇〇

備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。

附則別表第三(イ)中

階級	率
大將	一七〇〇割
中將	一九〇〇割
少將	二〇〇〇割
大佐	二二〇〇割
中佐	二三〇〇割
少佐	二六〇〇割
大尉	二七〇〇割
中尉	二八〇〇割
少尉	三〇〇〇割
准士官	三二〇〇割
曹長	三三〇〇割
軍曹	三三〇〇割
伍長	三三〇〇割
兵	三五〇〇割

階級	大	中	少	大	中	少	曹	長軍	曹伍	長	兵
率	三・六	三・四	三・二	二・六	二・九	二・七	三・五	三・九	三・七	三・三	
階級	大	中	少	大	中	少	曹	長軍	曹伍	長	兵
率	三・六	三・四	三・二	二・六	二・九	二・七	三・五	三・九	三・七	三・三	

に改める。

附則別表第三(中)

階級	大	中	少	大	中	少	曹	長軍	曹伍	長	兵
率	三・六	三・四	三・二	二・六	二・九	二・七	三・五	三・九	三・七	三・三	
階級	大	中	少	大	中	少	曹	長軍	曹伍	長	兵
率	三・六	三・四	三・二	二・六	二・九	二・七	三・五	三・九	三・七	三・三	

を

階級	大	中	少	大	中	少	曹	長軍	曹伍	長	兵
率	三・六	三・四	三・二	二・六	二・九	二・七	三・五	三・九	三・七	三・三	
階級	大	中	少	大	中	少	曹	長軍	曹伍	長	兵
率	三・六	三・四	三・二	二・六	二・九	二・七	三・五	三・九	三・七	三・三	

に改める。

附則別表第四中「三三、〇〇〇円」を「六〇、〇〇〇円」に改める。

附則別表第五中「三五、〇〇〇円」を「七五、〇〇〇円」に、「三〇、〇〇〇円」を「五七、〇〇〇円」に、「二六、〇〇〇円」を「四五、〇〇〇円」に、「二一、〇〇〇円」を「三九、〇〇〇円」に、「十分の八・五」を「十分の七・五」に改める。

(旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正)

第三条 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(昭和三十一年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

階級	大	中	少	大	中	少	曹	長軍	曹伍	長	兵
率	三・六	三・四	三・二	二・六	二・九	二・七	三・五	三・九	三・七	三・三	
階級	大	中	少	大	中	少	曹	長軍	曹伍	長	兵
率	三・六	三・四	三・二	二・六	二・九	二・七	三・五	三・九	三・七	三・三	

を

階級	大	中	少	大	中	少	曹	長軍	曹伍	長	兵
率	三・六	三・四	三・二	二・六	二・九	二・七	三・五	三・九	三・七	三・三	
階級	大	中	少	大	中	少	曹	長軍	曹伍	長	兵
率	三・六	三・四	三・二	二・六	二・九	二・七	三・五	三・九	三・七	三・三	

に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十年十月一日から施行する。

(昭和三十五年九月三十日以前に給与事由の生じた文官等の恩給年額の改定)

第二条 昭和三十五年九月三十日以前に退職し、若しくは死亡した公務員(恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)以下「法律第五十五号」といふ)附則第十條第一項に規定する旧軍人(以下「旧軍人」といふ)を除く、以下附則第十條において同じ。若しくは公務員に準ずる者(法律第五十五号附則第十條第一項に規定する旧軍人(以下「旧軍人」といふ)を除く。以下附則第十條において同じ)又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、昭和四十年十月分(同年十月一日以降給与事由の生ずる者については、その給与事由の生じた月の翌月分)以降、その年額を、次の各号に掲げる年額に改定する。ただし、改定年額が従前の年額に達しない者については、この改定を行なわぬ。

一 第二号及び第三号に掲げる普通恩給及び扶助料以外の普通恩給及び扶助料については、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額(恩給法等の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第四十号)以下「法律第四十号」といふ)附則第十一條の規定が適用されてゐる普通恩給及び扶助料については、同条の規定が適用されてゐないとしたならば受けるべきであつた年額の計算の基礎となるべき俸給年額。以下この条において同じ。にそれぞれ対応する附則別表第一の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法及び法律第五十五号附則の規定によつて算出して得た年額

二 法律第四十号附則第二條第二号に掲げる普通恩給及び扶助料又は特別職の職員に給する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の規定による俸給を受けた者で昭和二十九年一月一日以後に退職し、若しくは死亡したもの若しくはその遺族に給する普通恩給及び扶助料については、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第二の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法及び法律第五十五号附則の規定によつて算出して得た年額

三 法律第四十号附則第三條第三号に掲げる普通恩給及び扶助料又は裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)若しくは検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の規定による俸給を受けた者で昭和二十九年一月一日以後に退職し、若しくは死亡したものの若しくはその遺族に給する普通恩給及び扶助料については、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第三の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法及び法律第五十五号附則の規定によつて算出して得た年額

第三条 前条の規定により年額を改定された普通恩給(増加恩給又は傷病年金と併給される普通恩給を除く)又は扶助料(妻又は子に給する扶助料を除く)で、次の表の上欄に掲げる月分のものについては、当該月分に対応するそれぞれの月の前月の末日における当該普通恩給又は扶助料を受け取る者の年齢(扶助料を受ける者が二人あり、かつ、その二人が扶助料を受けているときは、そのうち年長者の年齢)が同表の下欄に掲げる年齢の区分のいずれかに属するときは、改定年額と改定前の年額との差額にそれぞれ当該年齢の区分の欄に定める割合を乗じて得た額を停止する。

月 分	年 齢 の 区 分		
	六十歳未満	六十歳以上 六十五歳未満	六十五歳以上 七十歳未満
昭和四十年十月分 昭和四十一年六月分 昭和四十二年一月分 昭和四十二年六月分 昭和四十二年十一月分 昭和四十三年一月分 昭和四十三年六月分 昭和四十三年十一月分 昭和四十四年一月分 昭和四十四年六月分 昭和四十四年十一月分 昭和四十五年一月分 昭和四十五年六月分 昭和四十五年十一月分	三十分の三十	三十分の二十	三十分の十五
昭和四十二年一月分 昭和四十二年六月分 昭和四十二年十一月分 昭和四十三年一月分 昭和四十三年六月分 昭和四十三年十一月分 昭和四十四年一月分 昭和四十四年六月分 昭和四十四年十一月分 昭和四十五年一月分 昭和四十五年六月分 昭和四十五年十一月分	三十分の三十	三十分の十五	三十分の十五
昭和四十二年一月分 昭和四十二年六月分 昭和四十二年十一月分 昭和四十三年一月分 昭和四十三年六月分 昭和四十三年十一月分 昭和四十四年一月分 昭和四十四年六月分 昭和四十四年十一月分 昭和四十五年一月分 昭和四十五年六月分 昭和四十五年十一月分	三十分の三十	三十分の十	

2 前条の規定により年額を改定された扶助料で、妻又は子に給する次の表の上欄に掲げる月分のも
のについては、当該月分に対応するそれぞれの月の前月の末日における当該扶助料を受ける者の年
齢が同表の下欄に掲げる年齢の区分のいずれかに属するときは、改定年額と改定前の年額との差額
にそれぞれ当該年齢の区分の欄に定める割合を乗じて得た額を停止する。

月 分	年 齢 の 区 分	
	六十歳未満	六十歳以上七十歳未満
昭和四十年十月分 昭和四十一年一月分 昭和四十一年六月分 昭和四十一年十一月分 昭和四十二年一月分 昭和四十二年六月分 昭和四十二年十一月分 昭和四十三年一月分 昭和四十三年六月分 昭和四十三年十一月分 昭和四十四年一月分 昭和四十四年六月分 昭和四十四年十一月分 昭和四十五年一月分 昭和四十五年六月分 昭和四十五年十一月分	三十分の二十	三十分の十五
昭和四十二年一月分 昭和四十二年六月分 昭和四十二年十一月分 昭和四十三年一月分 昭和四十三年六月分 昭和四十三年十一月分 昭和四十四年一月分 昭和四十四年六月分 昭和四十四年十一月分 昭和四十五年一月分 昭和四十五年六月分 昭和四十五年十一月分	三十分の十五	三十分の十五
昭和四十二年一月分 昭和四十二年六月分 昭和四十二年十一月分 昭和四十三年一月分 昭和四十三年六月分 昭和四十三年十一月分 昭和四十四年一月分 昭和四十四年六月分 昭和四十四年十一月分 昭和四十五年一月分 昭和四十五年六月分 昭和四十五年十一月分	三十分の十五	

(公務員恩給に關する経過措置)

第四條 昭和四十年九月三十日において現に増加恩給(第七項の増加恩給を除く。以下この条にお
いて同じ。)を受けている者については、同年十月分以降、その年額(恩給法第六十五條第二項から
第六項までの規定による加給の年額を除く。)を、改正後の恩給法第二号表の年額に改定する。
ただし、改定年額が従前の年額に達しない者については、この改定を行わない。

2 昭和四十年九月三十日以前に給与事由の生じた増加恩給の同年同月分までの年額の計算につ
いては、なお従前の例による。

第五條 昭和四十年九月三十日以前に給与事由の生じた傷病賜金の金額の計算については、なお従前
の例による。

第六條 昭和四十年九月三十日において現に第七項の増加恩給を受けている者については、同年十
月分以降、その年額(法律第五十五號附則第二十二條第三項ただし書において準用する恩給法第
六十五條第二項から第五項までの規定による加給の年額を除く。)を、改正後の法律第五十五號附
則別表第四の年額に改定する。ただし、改定年額が従前の年額に達しない者については、この改定
を行わない。

2 昭和四十年九月三十日以前に給与事由の生じた第七項の増加恩給の同年同月分までの年額の計
算については、なお従前の例による。

第七條 昭和四十年九月三十日において現に傷病年金を受けている者については、同年十月分以降、
その年額(妻に係る加給の年額(法律第五十五號附則第三條の規定により同法による改正前の恩給

法第六十五條ノ二第三項の規定の例によることとされた加給の年額で妻に係るもの及び法律第五
十五號附則第二十二條の三又は恩給法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律(昭和三十
九年法律第五十一號)附則第二條の規定による加給の年額をいう。以下この項において同じ。)を
除く。)を、改正後の法律第五十五號附則別表第五の年額に改定する。ただし、改正後の同法附則
別表第五の年額が従前の年額(妻に係る加給の年額を除く。)に達しない者については、この改定を
行わない。

2 昭和四十年九月三十日以前に給与事由の生じた傷病年金の同年同月分までの年額の計算につ
いては、なお従前の例による。

(旧軍人等の恩給年額の改定)

第八條 昭和四十年九月三十日において現に旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族として普
通恩給又は扶助料を受けている者については、昭和四十年十月分以降、その年額を、改正後の法律
第五十五號附則別表第一の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の同法
附則の規定によつて算出して得た年額に改定する。

2 附則第三條の規定は、前項の規定により年額を改定された普通恩給及び扶助料について準用す
る。

第九條 昭和四十年九月三十日において現に旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に關する法律の規
定により扶助料を受けている者については、昭和四十年十月分以降、その年額を、改正後の同法及
び改正後の法律第五十五號附則の規定によつて算出して得た年額に改定する。

2 附則第三條の規定は、前項の規定により年額を改定された扶助料について準用する。

(昭和三十五年十月一日以後に給与事由の生じた文官等の恩給年額の改定)

第十條 昭和三十五年十月一日以後に退職(在職中死亡の場合の死亡を含む。以下この条におい
て同じ。)した公務員若しくは公務員に準ずる者又はこれらの者の遺族で、昭和四十年九月三十日にお
いて現に普通恩給又は扶助料を受けているものについては、同年十月分以降、その年額を、昭和三
十五年九月三十日において施行されていた給与に關する法令(以下「旧給与法令」といふ。)がこれら
の者の退職の日まで施行されていたとしたならば、これらの者の旧給与法令の規定により受けるべ
きであつた恩給の年額の計算の基礎となるべき俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第一の仮定俸
給年額を退職当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法及び法律第五十五號附則の規定によつて
算出して得た年額に改定する。

2 附則第二條ただし書の規定は前項の規定による恩給年額の改定について、附則第三條の規定は前
項の規定により年額を改定された普通恩給及び扶助料について準用する。

(職權改定)

第十一條 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、前条の規定によるものを除き、裁定庁が
受給者の請求を待たずに行なう。

(多額所得による恩給停止についての経過措置)

第十二條 改正後の恩給法第五十八條ノ四の規定は、昭和四十年九月三十日以前に給与事由の生じた
普通恩給についても適用する。この場合において、普通恩給の支給年額は、この法律の附則の規定
による改定前の年額の普通恩給について改正前の恩給法第五十八條ノ四又は法律第十四號附則第
十三條の規定を適用した場合の支給年額を下ることはない。

附則別表第一

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額

仮定俸給年額

八六、〇〇〇円
八八、三〇〇
九〇、四〇〇
九三、三〇〇
九五、一〇〇
九八、四〇〇
一〇三、二〇〇
一〇八、二〇〇
一一三、一〇〇
一一八、二〇〇
一二三、一〇〇
一二八、一〇〇
一三一、三〇〇
一三四、五〇〇
一三八、二〇〇
一四三、四〇〇
一四七、八〇〇
一五二、一〇〇
一五七、二〇〇
一六二、三〇〇
一六七、九〇〇
一七三、六〇〇
一八〇、七〇〇
一八五、〇〇〇
一九〇、八〇〇
一九六、四〇〇
二〇七、七〇〇
二二〇、六〇〇
二一九、一〇〇
二三〇、五〇〇
二四三、一〇〇
二四九、五〇〇
二五五、六〇〇
二六四、四〇〇
二六九、五〇〇

一〇三、二〇〇円
一〇六、〇〇〇
一〇八、五〇〇
一一二、〇〇〇
一一四、一〇〇
一一八、一〇〇
一二三、八〇〇
一二九、八〇〇
一三五、七〇〇
一四七、七〇〇
一五三、七〇〇
一五七、六〇〇
一六一、四〇〇
一六五、八〇〇
一七二、一〇〇
一七七、四〇〇
一八二、五〇〇
一八八、六〇〇
一九四、八〇〇
二〇一、五〇〇
二〇八、三〇〇
二一六、八〇〇
二二二、〇〇〇
二二九、〇〇〇
二三五、七〇〇
二四九、二〇〇
二五二、七〇〇
二六二、九〇〇
二七六、六〇〇
二九一、七〇〇
二九九、四〇〇
三〇六、七〇〇
三一七、三〇〇
三二三、四〇〇

二八四、五〇〇
二九一、九〇〇
二九九、六〇〇
三一四、六〇〇
三二九、七〇〇
三三三、六〇〇
三四六、〇〇〇
三六三、七〇〇
三八一、二〇〇
三九二、〇〇〇
四〇二、六〇〇
四二二、九〇〇
四四三、三〇〇
四四九、六〇〇
四六六、六〇〇
四八八、〇〇〇
五〇九、四〇〇
五三〇、七〇〇
五四四、一〇〇
五五八、四〇〇
五八六、〇〇〇
六一三、八〇〇
六二七、八〇〇
六四一、四〇〇
六六九、〇〇〇
六八一、七〇〇
六九六、七〇〇
七二四、三〇〇
七五四、四〇〇
七六九、九〇〇
七八四、六〇〇
八〇〇、〇〇〇
八一四、八〇〇
八四四、九〇〇
八七五、〇〇〇
八八九、八〇〇
九〇五、二〇〇

三四一、四〇〇
三五〇、三〇〇
三五九、五〇〇
三七七、五〇〇
三九五、六〇〇
四〇〇、三〇〇
四一五、二〇〇
四三六、四〇〇
四五七、四〇〇
四七〇、四〇〇
四八三、一〇〇
五〇八、七〇〇
五三九、五〇〇
五五九、九〇〇
五八五、六〇〇
六一一、三〇〇
六三六、八〇〇
六五二、九〇〇
六七〇、一〇〇
七〇三、二〇〇
七三六、六〇〇
七五三、四〇〇
七六九、七〇〇
八〇二、八〇〇
八一八、〇〇〇
八三六、〇〇〇
八六九、二〇〇
九〇五、三〇〇
九二二、九〇〇
九四一、五〇〇
九六〇、〇〇〇
九七七、八〇〇
一〇一三、九〇〇
一〇五〇、〇〇〇
一〇六七、八〇〇
一〇八六、二〇〇

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額がこの表に記載される額に合致しないものについては、その年額に百分の百二十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げるものとする。）を仮定俸給年額とする。

附則別表第一

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額	仮定俸給年額
(イ) 秘書官 又はその遺族の恩給	
二五四、七〇〇円	三〇五、六〇〇円
三〇四、五〇〇	三六五、四〇〇
三五四、三〇〇	四二五、二〇〇
四一〇、一〇〇	四九二、一〇〇
四六五、九〇〇	五五九、一〇〇
五二二、〇〇〇	六二六、四〇〇
五七七、八〇〇	六九三、四〇〇
六三三、六〇〇	七六〇、三〇〇
七五五、八〇〇	九〇七、〇〇〇
七八八、七〇〇	九四六、四〇〇
八一九、一〇〇	九八二、九〇〇
八六三、八〇〇	一、〇三六、六〇〇
九一九、二〇〇	一、〇三三、〇〇〇
九九五、八〇〇	一、一九五、〇〇〇
一、〇四六、九〇〇	一、二五六、三〇〇
一、一二三、五〇〇	一、三四八、二〇〇
一、四〇四、三〇〇	一、六八五、二〇〇
(ロ) 秘書官 又はその遺族の恩給	
二五四、七〇〇円	三〇五、六〇〇円
三〇四、五〇〇	三六五、四〇〇
三五四、三〇〇	四二五、二〇〇
四一〇、一〇〇	四九二、一〇〇
四六五、九〇〇	五五九、一〇〇
五二二、〇〇〇	六二六、四〇〇
五七七、八〇〇	六九三、四〇〇
六三三、六〇〇	七六〇、三〇〇
七五五、八〇〇	九〇七、〇〇〇
七八八、七〇〇	九四六、四〇〇
八一九、一〇〇	九八二、九〇〇
八六三、八〇〇	一、〇三六、六〇〇
九一九、二〇〇	一、〇三三、〇〇〇
九九五、八〇〇	一、一九五、〇〇〇
一、〇四六、九〇〇	一、二五六、三〇〇
一、一二三、五〇〇	一、三四八、二〇〇
一、四〇四、三〇〇	一、六八五、二〇〇

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額がこの表に記載された額に合致しないものについては、附則別表第一の例による。

附則別表第三

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額	仮定俸給年額
一八五、一〇〇円	二二二、一〇〇円
一九六、五〇〇	二三五、八〇〇
二〇七、九〇〇	二四九、五〇〇
二二〇、四〇〇	二七六、五〇〇
二四二、七〇〇	二九一、二〇〇
二七〇、三〇〇	三二四、四〇〇
二九七、〇〇〇	三五六、四〇〇

一、四〇四、三〇〇	三二四、五〇〇	四〇八、六〇〇
一、一二三、五〇〇	三八二、四〇〇	四五八、九〇〇
一、〇四六、九〇〇	四〇九、六〇〇	四九一、五〇〇
一、〇四六、九〇〇	四六五、七〇〇	五五八、八〇〇
一、〇四六、九〇〇	五〇六、五〇〇	六〇七、八〇〇
一、〇四六、九〇〇	五一六、三〇〇	六一九、六〇〇
一、〇四六、九〇〇	五五八、九〇〇	六七〇、七〇〇
一、〇四六、九〇〇	六二二、五〇〇	七四八、二〇〇
一、〇四六、九〇〇	六六九、三〇〇	八〇三、二〇〇
一、〇四六、九〇〇	七二五、〇〇〇	八七〇、〇〇〇
一、〇四六、九〇〇	七八五、八〇〇	九四三、〇〇〇
一、〇四六、九〇〇	八四六、七〇〇	一、〇一六、〇〇〇
一、〇四六、九〇〇	九〇七、八〇〇	一、〇八九、四〇〇
一、〇四六、九〇〇	九一九、二〇〇	一、一〇三、〇〇〇
一、〇四六、九〇〇	九九五、八〇〇	一、一九五、〇〇〇
一、〇四六、九〇〇	一、〇四六、九〇〇	一、二五六、三〇〇
一、〇四六、九〇〇	一、一二三、五〇〇	一、三四八、二〇〇
一、〇四六、九〇〇	一、四〇四、三〇〇	一、六八五、二〇〇

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額がこの表に記載された額に合致しないものについては、附則別表第一の例による。

- 二月十二日本委員会に左の案件を付託された。
- 一、農林省蚕糸局存置に関する請願（第五四五号）（第五六三号）（第五六四号）（第五六五号）（第五七七号）（第五八一号）（第六〇九号）（第六三七号）
 - 一、旧軍人等に対する恩給に関する請願（第五六二号）（第五九二号）（第六〇八号）（第六三六号）（第六八九号）（第七一〇号）
 - 一、米海軍厚木航空基地の即時移転、返還に関する請願（第五七〇号）
 - 一、金し勲章受章者処遇復活に関する請願（第五九三号）
 - 一、元南滿州鉄道株式会社職員であった公務員等の恩給、共済問題に関する請願（第五九八号）（第七一六号）
 - 一、米海軍厚木航空基地移転に関する請願（第六〇一号）
 - 一、金し勲章受章者処遇審議促進に関する請願（第六三八号）（第六四七号）
 - 一、公務員の賃金、一時金及び諸手当引上げに関する請願（第六八三号）
 - 一、退職公務員の恩給、年金増額に関する請願（第六八四号）（第六八五号）（第六八六号）（第六八七号）（第六八八号）
 - 一、京都府における暫定手当に関する請願（第七一一号）
 - 一、元滿州国等外国政府職員の恩給問題に関する請願（第七一五号）
- 第五四五号 昭和四十年一月二十九日受理
農林省蚕糸局存置に関する請願

請願者 群馬県渋川市行幸田六五九豊巻製

糸農業協同組合長 伊藤源二外百

三十九名

紹介議員 木暮武太夫君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第五六三号 昭和四十年一月二十九日受理

農林省蚕糸局存置に関する請願

請願者 長野県岡谷市製座二ノ二ノ七合

資会社吉田館内 吉田秀夫外四十

名

紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第五六四号 昭和四十年一月二十九日受理

農林省蚕糸局存置に関する請願(二通)

請願者 横浜市中区北仲通五ノ五七横浜生

糸問屋協会内 川口正一外七百十

七名

紹介議員 河野 謙三君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第五八一号 昭和四十年一月三十日受理

農林省蚕糸局存置に関する請願

請願者 宮城県白石市字核小路四三

永田 俊三外百七十七名

紹介議員 高橋進太郎君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第六〇九号 昭和四十年二月一日受理

農林省蚕糸局存置に関する請願

請願者 青森県八戸市古常泉下一八

中村 拓道外二百三十三名

紹介議員 笹森 順造君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第六三七号 昭和四十年二月二日受理

農林省蚕糸局存置に関する請願(二通)

請願者 三重県度会郡小保町五、五九二明

野蚕種株式会社取締役社長 山崎

順弘外七千八百六十名

紹介議員 井野 碩哉君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第六〇八号 昭和四十年二月一日受理

旧軍人等に対する恩給に関する請願

請願者 愛知県知多郡知多町岡田字中谷二

五愛知県軍恩連合会岡田支部内

竹内徳和外五百八十名

紹介議員 八木 一郎君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第六三六号 昭和四十年二月二日受理

旧軍人等に対する恩給に関する請願

請願者 愛知県知多郡知多町新舞子字南屋

敷一八 平岡鑑治外三百九名

紹介議員 八木 一郎君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第六八九号 昭和四十年二月三日受理

旧軍人等に対する恩給に関する請願

請願者 愛知県知多郡南知多町愛知県軍恩

連合会内海支部内 橋本敏三外四

百八十名

紹介議員 八木 一郎君

米海軍厚木航空基地の即時移転、返還について、

ぜひとも格別の措置を講ぜられたいとの請願。

理由

神奈川県大和市は、米海軍厚木航空基地がもた

らす航空機の騒音及びエンジンテストの騒音によ

り、多年にわたり生活上精神的、肉体的、物質的

被害をおおわつており、あまつさえ基地周辺にお

ける墜落その他の事故は後を絶たず、地域の産業

経済もまた著しくその発展を阻害されている実情

にある。しかるにこれに対する政府の対策は、わ

ずかに航空機進入路下一キロメートル以内の居住

者に対する補償移転といわゆる「特損法」に基づく

農耕補償が名目的に行なわれているのみであつ

て、これらの補償はいずれも低額不当に失するば

かりか、これ以外の物心両面にわたる広範な市民

の被害、損失に対しては何ら顧みられず今日に至

つてゐる。

第五九三三号 昭和四十年一月三十日受理

金し敷章受章者処遇復活に関する請願

紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第二八二号と同じである。

第六〇一号 昭和四十年二月一日受理
米海軍厚木航空基地移転に関する請願
請願者 神奈川県大和市下鶴岡三、四四
五 西村哲外七千四百七十五名

紹介議員 曾根 益君
この請願の趣旨は、第一九五号と同じである。

第六三八号 昭和四十年二月二日受理
金し勲章受章者処遇審議促進に関する請願
請願者 三重県上野市愛宕町一、九四五
榊井伊一郎

紹介議員 井野 碩哉君
この請願の趣旨は、第三八四号と同じである。

第六四七号 昭和四十年二月三日受理
金し勲章受章者処遇審議促進に関する請願
請願者 長崎県佐世保市沙見町三ノ六一
瀬寿外四十名

紹介議員 久保 勘一君
この請願の趣旨は、第三八四号と同じである。

第六八三号 昭和四十年二月三日受理
公務員の賃金、一時金及び諸手当引上げに関する
請願(二通)

請願者 名古屋市瑞穂区春山町五 成瀬英
夫外百六十一名
紹介議員 徳園 哲夫君
この請願の趣旨は、第一九三号と同じである。

第六八四号 昭和四十年二月三日受理
退職公務員の恩給、年金増額に関する請願

請願者 札幌市北二条西四丁目札幌郵政局
内財団法人北海道郵政福祉協会
内 岩間俊英外一名
紹介議員 北村 暢君

この請願の趣旨は、第一九四号と同じである。

第六八五号 昭和四十年二月三日受理
退職公務員の恩給、年金増額に関する請願
請願者 札幌市北二条西四丁目札幌郵政局
内財団法人北海道郵政福祉協会
内 竹田現照外一名

紹介議員 米田 敷君
この請願の趣旨は、第一九四号と同じである。

第六八六号 昭和四十年二月三日受理
退職公務員の恩給、年金増額に関する請願
請願者 札幌市北二条西四丁目札幌郵政局
内財団法人北海道郵政福祉協会
内 佐々木健三外一名

紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第一九四号と同じである。

第六八七号 昭和四十年二月三日受理
退職公務員の恩給、年金増額に関する請願
請願者 札幌市北二条西四丁目札幌郵政局
内財団法人北海道郵政福祉協会
内 小納谷幸一郎外一名

紹介議員 小林 武君
この請願の趣旨は、第一九四号と同じである。

第六八八号 昭和四十年二月三日受理
退職公務員の恩給、年金増額に関する請願
請願者 札幌市北二条西四丁目札幌郵政局
内財団法人北海道郵政福祉協会
内 阿部正光外一名

紹介議員 大谷 正君
この請願の趣旨は、第一九四号と同じである。

第七一一号 昭和四十年二月四日受理
京都府における暫定手当に関する請願

請願者 京都府北粟田郡美山町京都府小中
高無級地校長会内 水口正

紹介議員 藤田藤太郎君
今般暫定手当の二級地相当額の本俸繰入れが決定されたのを機会に、左記事項の実現のために更に格別のご審議とご努力を賜りたいとの請願。

一、底上げ方式により暫定手当を撤廃すること。
二、一項実現の段階措置として
1 二級地以下を三級地並みに引き上げること。
2 同一府県内のアンバランスを是正すること。

理由
一、地域格差解消の問題は今日あらゆる面でやましくいわれているが、暫定手当も現状にそぐわぬ給与の地域差の最たるもので、従つてこのために生じている弊害は多年の集積によりもはや抜本的改正なしには解決することのできない事態に立ち至つてゐる。

二、暫定手当制度の矛盾が学校運営を著しく阻害し、毎年の人事交流はもろろん平素の教科課程完遂の上にも又職員管理指導の上にも大きな悩みの種となつてゐる。

第七一五号 昭和四十年二月四日受理
元満州国等外国政府職員の恩給問題に関する請願
請願者 静岡市八幡本町一〇ノ四 榎本スエノ

紹介議員 藤原 道子君
元満州国等外国政府職員の恩給問題については、昭和三十六年以來の法律改正によつて、日滿、満日兩ケースの者は一応通算が実現したが、なお他のケース等に未解決の問題があるため著しい不均衡が生じているから、すみやかに法律を改正し、左記事項の実現を図られたいとの請願。

一、日滿又は満のケースで公務死した者の遺族に公務扶助料を支給すること。
二、終戦後ソ連又は中共に抑留された期間を在職年数に通算すること。
三、終戦時まで在職した者に限り通算するという条件を撤廃すること。

四、普通恩給権を得て渡満した者にも実在職年数だけは通算すること。
五、日滿ケースの通算にあたり「外国政府職員となるため公務員を退職し」の条件を撤廃すること。
六、満日ケースの通算にあたり、在職年数を十七年で打ち切る規定を撤廃し、実在職年数は丸々通算すること。
七、日滿ケースの退職時の仮定俸給の定め方を改正すること。

(昇給率を一年につき七パーセントとし、かつ複利計算の方法に改め、満十年後に一・九七倍となるようにする。)

理由
一、満州国の実体が日本国と一体のものであり、満州国政府が日本政府の延長であつたことは、日滿議定書等によつて明白である。満州国日系官吏はすべて関東軍司令官の人事権発動によつて任免せられ、その指揮下にあつてそれぞれの業務に従事したものであるが、不幸にして中途公務に倒れた多数の職員が、終戦後すでに二十年の長きにわたり、どこからも救済されることなく放り置かれてゐることは、当時の軍人又は日本官吏の現在受けてゐる処遇とくらべてあまりにも不均衡不合理であり、忍びがたいところである。この種の犠牲者についてはすくなくも関東軍の軍医又は関東局の官吏と同等の処遇を要する。

二、ソ連政府が満州国日系官吏は関東軍の軍医なりと断定して、軍人と同等又はそれ以上の刑を科したことは周知の事実であるが、短きも数年、長きは十九年の刑期を終えて帰国してみれば、官吏たる身分はすでに終戦にさかのほつて打ち切られ、抑留期間は全然ものを言わず、加うるにも老齢のため就職はふさがれて二重三重の苦痛を受けており、旧軍人又は日本国籍官吏の帰国者が受ける処遇とくらべてあまりにも不均衡である。
三、改正恩給法第四十二条第一項の各号に「昭和

二十八年八月八日まで在職」という条件があるために、日滿又は満日を通算すれば十七年以上になる人でも、終戦前に死亡した者、終戦前に政府の都合によつて日本政府に転出した者もしくは国策会社に転出した者等は、終戦時に在職しなかつたという一事をもつて通算の適用外におかれていたが、これはまことに不合理である。

四、このケースは下級官吏である警察官に多く見られるものであるが、この人たちは満州国建国草創時関東庁巡査又は朝鮮總督府巡査の中から恩給年限（八年）に達している者という条件でせん衡され、満州国入りを勸奨されたものが大部分を占める關係上、日本退職時の俸給はきわめて低く（本俸五十円程度）、従つて現在受けていた恩給年額はおおむね三万円程度である。さらに気の毒なのは昭和十二年十二月一日満州国における日本国の治外法権撤廃、滿鉄付属地行政権移譲という一大国策の実施によつて、在満日本領事館又は関東局からいやおうなしに身分を転換された人たちのあることで、この人たちはこの国策実施がなければ内地引揚時まで日本官吏たる身分を保有し、在職年数九年と在勤加算四年半の実績があつたにもかかわらず、この期間を放棄させられたものである。これらの人たちは満州国にはいつて長きは十三年、地位も警佐（警部相当）又は警正（警視相当）に昇進してありながら、満州国期間が全然認められていないために、元巡査の恩給でくぎづけされ、老後唯一のたよりであつた恩給では現在老夫婦の米代もやつとというのが実情であるから、このケースに対して最低線の災在職年数だけは通算せられたい。

五、改正恩給法第四十二条第一項第一号及び第二号の規定によつて、在郷軍人等から国境警察隊、遊動警察隊、塩務緝私隊、海上警察隊、鉄道警護隊等に採用された多数の人々がことごとく通算から除外されているが、これもまたまことに片手落ちであり不合理であるから、この場

合にも日本軍人と満州国官吏とは無条件で通算するよう右の規制をはずすか又は運用にあたり緩和方法を講ぜられたい。

六、旧軍人の恩給のごとく戦時加算の結果、年金の資格を与えられた者が金額の上で加算年数相当部分だけ減額されるということなら納得できるが、實在職年数を頭から切り捨てられることは了解に苦しむ。ことに関東州や朝鮮在勤の日本官吏が平時でも最低五割の在勤加算を受けて實在職十年四箇月で普通恩給権を得ていた事実と比較するときあまりにも不均衡である。

七、敗戦による満州国の壊滅によつてやむなく失職し、引揚後再就職できなかった者の恩給基礎俸給を定めるのに、日本国退職時の俸給を基礎とすることはやむを得ないとしても、これに引き続く外地在職年数に対する「みなす昇給率」が問題で、改正法律によれば一年につき四・五パーセント、しかも単利計算となつてはいるが、これは過去現在を通じて公務員の給与実例とあまりにも懸隔がありすぎるから、社会一般の常識に従つて決定すべきである。

二月十五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、厚生省設置法の一部を改正する法律案
厚生省設置法の一部を改正する法律案
厚生省設置法（昭和二十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第五十二条の五を削り、第五十二号の六を第五十二号の五とし、第五十六号の次に次の一号を加える。

五十六の二 精神薄弱者福祉法（昭和三十五年

法律第三十七号）の定めるところにより、精神薄弱者援護施設の基準を定めること。

第九号の二を削る。
第十号の二を削る。
第十号第三号中「診療エックス線技師」の下に「衛生検査技師」を加える。
第十号の二中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に

第二十九条第一項の表中

「結核予防審議会」厚生大臣の諮問に依りて、結核の予防及び結核患者の医療に関する重要事項を調査審議すること。
「伝染病予防調査会」厚生大臣の諮問に依りて、伝染病の予防に関する重要事項を調査審議すること。

「中央環境衛生適正化審議会」厚生大臣の諮問に依りて、環境衛生関係営業の適正化に関する法律第五十八条第三項に規定する処分に関する事項その他同法の施行に関する重要事項を調査審議し、及び関係各行政機関に対し建議すること。

「中央環境衛生適正化審議会」厚生大臣の諮問に依りて、環境衛生関係営業の適正化に関する法律第五十八条第三項に規定する処分に関する事項その他同法の施行に関する重要事項を調査審議し、及び関係各行政機関に対し建議すること。

第三十八条の表中「四九、八七二人」を「四九、九五四人」に、「五八五人」を「六二五人」に、「五〇、四五七人」を「五〇、五七九人」に改める。

この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

四 国民厚生運動の普及発達を図ること。
第十二条第七号の二を削る。
第十三条第十二号中「及び妊産婦その他母性」を「妊産婦その他母性及び精神薄弱者」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第十一号の次に次の一号を加える。

十二 精神薄弱者福祉法を施行すること。

「結核予防審議会」厚生大臣の諮問に依りて、結核の予防及び結核患者の医療に関する重要事項を調査審議すること。

「伝染病予防調査会」厚生大臣の諮問に依りて、伝染病の予防に関する重要事項を調査審議すること。

「中央環境衛生適正化審議会」厚生大臣の諮問に依りて、環境衛生関係営業の適正化に関する法律第五十八条第三項に規定する処分に関する事項その他同法の施行に関する重要事項を調査審議し、及び関係各行政機関に対し建議すること。

「中央環境衛生適正化審議会」厚生大臣の諮問に依りて、環境衛生関係営業の適正化に関する法律第五十八条第三項に規定する処分に関する事項その他同法の施行に関する重要事項を調査審議し、及び関係各行政機関に対し建議すること。

第三十八条の表中「四九、八七二人」を「四九、九五四人」に、「五八五人」を「六二五人」に、「五〇、四五七人」を「五〇、五七九人」に改める。

この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

第二号中正誤

ベシ 段行 誤 正

二 四 終わり 九万、 九万

三 三つ 二

三 一 九 朝する 期する

九 二 九 再編成 再編成

第三号中正誤

ベシ 段行 誤 正

三 一 五 幸いが 幸いで

五 三 三 非が常 が非常

八 三 終わり 八 からもえない もらえない

一〇 二 七 八 てもいいます てもいいます

昭和四十年二月二十日印刷

昭和四十年二月二十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局